

編成業務等に関する訓令を次のように定める。

昭和35年1月6日

防衛庁長官 赤城 宗徳

## 編成業務等に関する訓令

改正	昭和35年5月27日隊訓第20号	昭和35年11月29日隊訓第44号
	昭和36年12月19日隊訓第24号	昭和44年12月24日隊訓第11号
	昭和45年6月18日庁訓第26号	昭和56年1月31日隊訓第4号
	昭和59年6月30日庁訓第37号	昭和60年12月21日庁訓第42号
	平成7年3月20日隊訓第7号	平成10年3月25日庁訓第12号
	平成11年3月19日隊訓第8号	平成13年1月6日庁訓第2号
	平成13年3月26日隊訓第15号	平成15年3月20日隊訓第5号
	平成16年3月26日隊訓第13号	平成18年3月27日庁訓第12号
	平成18年7月28日庁訓第83号	平成19年1月5日庁訓第1号
	平成20年3月21日隊訓第7号	平成22年3月25日省訓第8号
	平成26年8月29日隊訓第17号	平成30年3月26日省訓第15号

### 目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	編成（第3条—第18条）
第3章	廃止（第19条—第25条）
第4章	出動整備（第26条—第37条）
第5章	削除
第6章	称号（第41条—第47条）
第7章	雑則（第47条—第53条）
附則	

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この訓令は、陸上自衛隊における編成、廃止、出動整備及び防衛招集並びに部隊の称号に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （用語の意義）

第2条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に示すと

おりとする。

- (1) 「自衛官等」とは、自衛官（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第75条の4第1項各号の規定による招集命令を受け、同条第3項の規定により自衛官となっている者（以下「招集された即応予備自衛官」という。）を含む。）及び事務官等をいう。
- (1) の2 「方面総監等」とは、陸上総隊司令官又は方面総監をいう。
- (2) 「師団長等」とは、師団長又は旅団長をいう。
- (3) 「独立部隊」とは、編制に定める独立単位の部隊をいい、「単位部隊」とは、独立部隊の編制に属する組成単位部隊をいう。
- (4) 「連隊長等」とは、団、連隊、群、大隊（単位部隊である大隊を除く。）及びこれらに準ずる部隊並びに学校、補給処、病院、教育訓練研究本部及び補給統制本部の長をいう。
- (5) 「編制」とは、陸上自衛隊の編制に関する訓令（昭和44年陸上自衛隊訓令第11号）に定める部隊等又は防衛大臣が特に定める部隊等の固有の組織、定員及び定数をいう。
- (6) 「定員」とは、編制に定められた自衛官等の数をいう。
- (7) 「装備品」とは、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等のうち編制に定められた装備品及び航空機をいう。
- (8) 削除
- (9) 「編成」とは、編制に基づいて部隊等を組織することをいう。この場合、編制に基づき新たに部隊等を編成することを「新編」といい、改正された編制に基づき既に編成されている部隊等を改正編成することを「改編」という。
- (10) 「廃止」とは、部隊等を解体することをいう。
- (11) 「出動整備」とは、防衛出動のため所要の部隊等を編成し、又は廃止することをいう。
- (12) 「編成業務」とは、編成に関する業務をいう。
- (13) 「廃止業務」とは、廃止に関する業務をいう。
- (14) 「出動整備業務」とは、出動整備に関する業務をいう。
- (15) 「防衛招集業務」とは、防衛招集に関する業務をいう。
- (16) 「編成業務等」とは、編成、廃止、出動整備及び防衛招集に関する業務をいう。
- (17) 「編成部隊」とは、編成される部隊をいい、「編成部隊等」とは、編成される部隊及び機関をいう。
- (18) 「廃止部隊」とは、廃止される部隊をいい、「廃止部隊等」とは、廃止される部隊及び機関をいう。
- (19) 「出動整備部隊」とは、出動整備される部隊をいい、「出動整備部隊等」とは、出動整備される部隊及び機関をいう。
- (20) 「編成第1日」とは、編成業務を開始する第1日をいう。
- (21) 「廃止第1日」とは、廃止業務を開始する第1日をいう。
- (22) 「整備第1日」とは、出動整備業務を開始する第1日をいい、「基準時」とは、整備第1日の特定の時刻をいう。

- (23) 「編成完結」とは、編成業務を完了することをいう。
- (24) 「廃止完結」とは、廃止業務を完了することをいう。
- (25) 「整備完結」とは、出動整備業務を完了することをいう。
- (26) 「編成管理官」とは、編成業務の管理を命ぜられた者をいう。
- (27) 「廃止管理官」とは、廃止業務の管理を命ぜられた者をいう。
- (28) 「整備管理官」とは、出動整備業務の管理を命ぜられた者をいう。
- (29) 「編成担任官」とは、編成管理官から編成業務の実施を命ぜられた者をいう。
- (30) 「廃止担任官」とは、廃止管理官から廃止業務の実施を命ぜられた者をいう。
- (31) 「廃止補助官」とは、廃止管理官から廃止業務の補助を命ぜられた者をいう。
- (32) 「整備担任官」とは、整備管理官から出動整備業務の実施を命ぜられた者をいう。
- (33) 「隷下外指揮」とは、編成業務等を管理し又は実施する者が編成業務等に関し隷下外の部隊等を指揮することをいい、「隷下外指揮下部隊等」とは、隷下外指揮をされる部隊等をいう。
- (34) 「整備符号」とは、出動整備部隊等ごとにつける符号をいう。
- (35) 「称号」とは、編成が完結した部隊の固有の名称をいい、通常、部隊名と冠称から成る。
- (36) 「部隊名」とは、編制に定める部隊及び編合部隊の一般的な名称又は編制に定める部隊の固有の名称をいう。
- (37) 「冠称」とは、編制に定める部隊名をもって称号とする部隊以外の独立部隊、単位部隊又は編合部隊の部隊名に冠する番号又はこれにかわるべき名称をいう。

## 第2章 編成

### (編成管理官)

第3条 防衛大臣は、部隊等を編成するため、通常、方面総監に編成管理官を命ずるものとする。

2 防衛大臣は、陸上総隊に係る部隊等を編成する場合には、前項の規定にかかわらず、通常、陸上総隊司令官に編成管理官を命ずるものとする。

### (編成命令)

第4条 防衛大臣は、部隊等を編成するときは、一般命令により、次の各号に掲げる事項を示すものとする。

- (1) 編成管理官
- (2) 編成部隊等
- (3) 編成又は編制の概要
- (4) 編成完結日
- (5) 編成地
- (6) 必要があるときは、充当する部隊等
- (7) 必要があるときは、隷下外指揮下部隊等
- (8) その他編成業務に関し必要な事項

### (編成管理業務の委任等)

第5条 編成管理官たる方面総監は、隷下の師団長等に、特定部隊等の編成業務の全

部又は一部の管理を行わせることができる。この場合において当該師団長等は、その命ぜられた編成業務に関し、本章に定める編成管理官の業務等を行うものとする。

(編成管理官の任務)

第6条 編成管理官は、編成業務に関し、第12条の規定により命ずる編成担任官を指揮監督し、その編成業務を円滑適正に実施させるものとする。

(編成管理官の業務)

第7条 編成管理官の行う業務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 編成部隊等の要員（以下「編成要員」という。）の配当
- (2) 編成部隊等の装備品の配当
- (3) 編成業務の担任区分の決定
- (4) 編成第1日の決定
- (5) 補給、輸送その他編成業務実施に関し必要な事項

(編成要員の配当)

第8条 編成管理官は、編制に基づき、防衛大臣又は陸上幕僚長の補職等（自衛官にあつては補職、事務官等にあつては採用、昇任、降任、転任又は併任をいう。以下同じ。）に係るものを除く編成要員の配当を次の各号に掲げるもののうちから行うものとする。

- (1) 陸上幕僚長が編成要員に充てるよう指示した人員
- (2) 編成管理官たる方面総監等の隷下の部隊等に所属している人員

(編成要員配当の特例)

第9条 編成管理官は、編成要員の配当に当り、特に必要があるときは、次の各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 編制に定められた編成部隊等の自衛官の職についてその職に充てるべき階級の1階級上位又は1階級下位の階級にある自衛官を配当すること。ただし、2等陸尉又は3等陸尉をもって充てるべき独立部隊の長の職に准陸尉を配当すること及び准陸尉をもって充てるべき職に3等陸尉を配当することはできない。
- (2) 2等陸尉又は3等陸尉をもって充てるべき職について、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号）第12条の規定により幹部自衛官の実務を行うことを命ぜられ部隊等に勤務する幹部候補者たる自衛官を配当すること。
- (3) 自衛官について、特殊の技能を有し又は他の職種の業務を修得した者を、その固有の職種又は特技にかかわらず、他の職種又は特技の職を要員として配当すること。
- (4) 事務官等の職について、その職に充てるべき級の当該俸給表の1級下位の級にある事務官等を配当すること。ただし、やむを得ないときは1級上位の級にある事務官等を配当すること。

2 招集された即応予備自衛官を充てるべき職の要員の配当に当たり、自衛隊法第75条の4第1項の規定による招集命令が発せられていない場合、その他即応予備自衛官が同条第3項の規定により自衛官となっていない場合には、同法第75条の3の規定に基づき招集された即応予備自衛官として勤務する部隊の指定をもって前条の編

成要員の配当がなされたものとみなすものとする。

(装備品の配当)

第10条 編成管理官は、次の各号に掲げる装備品のうちから編成部隊等の装備品に配当するものとし、細部は陸上幕僚長の定めるところによる。

(1) 陸上幕僚長が指示する装備品

(2) 隷下又は隷下外指揮下の部隊等の過剰装備品

(定員外の人員又は定数外の装備品の処理)

第11条 編成管理官は、部隊等を改編する場合、改編によって生ずる過剰人員を他に補職替え等（自衛官にあつては補職替え、事務官等にあつては昇任、後任又は転任をいう。以下同じ。）又は指定替え（第9条第2項に規定する場合に限る。）するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 編成管理官は、前項の場合において装備品が過剰となるときは、その過剰装備品を陸上幕僚長が特に指示する場合のほか、隷下の補給処（陸上総隊司令官にあつては、関東補給処）に後送させるものとする。

(編成担任官)

第12条 編成管理官は、隷下又は隷下外指揮下の連隊長等に編成担任官を命ずるものとする。ただし、特に必要がある場合は、連隊長等以外の部隊等の長に編成担任官を命ずることができる。

(編成担任官の任務)

第13条 編成担任官は、編成管理官の指揮監督を受け、編成業務の実施の責に任ずるものとする。

(編成要員に対する指揮監督)

第14条 編成管理官又は編成担任官は、編成業務に関し、編成要員として指定された自衛官を指揮監督することができる。

(編成完結)

第15条 編成担任官は、その担任する編成部隊等に関する編成業務が完了したときは、編成完結を宣し、編成管理官にその旨を報告するものとする。

2 編成管理官は、その管理する編成部隊等の編成を完結したときは、陸上幕僚長にその旨を報告するものとする。

(編成完結の特例)

第16条 編成担任官は、次に掲げる各号に該当する場合は、その編成部隊等の編成を完結したものとして前条により処理することができる。

(1) 防衛大臣が定員及び定数の一部を欠くことができる旨を示した場合は、その指示に基づいて人員及び装備品の充足を完了したとき。

(2) 防衛大臣、陸上幕僚長及び編成管理官たる方面総監等により補職等される者が、正当な理由により編成地に到着が遅れた場合その未到着者以外の人員の充足を完了したとき。

(3) 編成部隊等の人員又は装備品の一部を編成地以外の地において当該編成部隊等の編成に入れるように示された場合は、その一部を除き、編成地における人員及び装備品の充足を完了したとき。

(4) その他陸上幕僚長が指示した場合

(隷属)

第17条 新編部隊等(即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊以外の単位部隊を除く。)の編成完結後の隷属系統は別に定める。ただし、独立部隊について、別に定められない場合は、編成完結と同時に、それぞれ編成管理官たる方面総監等に隷属するものとする。

2 単位部隊(即応機動連隊、普通科連隊及び戦車連隊を除く。)である新編部隊等は、編成完結と同時に編制に示す上級部隊等の長に隷属するものとする。

(指揮権の発動)

第18条 新編部隊等の長は、編成完結の時から、その部隊等に対し指揮監督の権限を行使するものとする。

### 第3章 廃止

(廃止管理官)

第19条 防衛大臣は、部隊等を廃止するため、通常、方面総監に廃止管理官を命ずるものとする。

2 防衛大臣は、陸上総隊に係る部隊等を廃止する場合には、前項の規定にかかわらず、通常、陸上総隊司令官に廃止管理官を命ずるものとする。

(廃止命令)

第20条 防衛大臣は、部隊等を廃止するときは、一般命令により、次の各号に掲げる事項を示すものとする。

- (1) 廃止管理官
- (2) 廃止部隊等
- (3) 廃止完結日
- (4) 必要があるときは、充当先部隊等
- (5) 必要があるときは、隷下外指揮下部隊等
- (6) その他廃止業務に関し必要な事項

(廃止地)

第21条 廃止部隊等の廃止地は、別に定める場合のほか、その廃止部隊等の所在地とする。

(廃止担任官)

第22条 廃止管理官は、特に示す場合のほか、当該廃止部隊等の長に廃止担任官を命ずるものとする。

(廃止補助官)

第23条 廃止管理官は、廃止業務を補助させるため、隷下又は隷下外指揮下の適当な部隊等の長に廃止補助官を命ずるものとする。

2 廃止補助官は、廃止部隊等の廃止完結後においても引き続き残務整理に当るものとする。

(廃止部隊等の人員及び装備品の処理)

第24条 廃止管理官は、廃止にあたって第20条第4号の充当先部隊等に過剰人員を生ずる場合においては、補職替え等するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 廃止管理官は、廃止にあたって過剰装備品を第11条第2項に準じて処理するものとする。

(準用及び読替規定)

第25条 第5条から第7条まで(第7条第1号及び第2号を除く。)並びに第12条、第13条及び第15条の規定は、廃止業務について準用するものとする。この場合において、これらの規定中「編成業務」とあるのは「廃止業務」と、「編成管理官」とあるのは「廃止管理官」と、「編成担任官」とあるのは「廃止担任官」と、「編成第1日」とあるのは「廃止第1日」と、「編成部隊等」とあるのは「廃止部隊等」と、「編成完結」とあるのは「廃止完結」と読み替えるものとする。

#### 第4章 出動整備

(整備管理官)

第26条 防衛大臣は、部隊等の出動整備を実施するため、通常、方面総監に整備管理官を命ずるものとする。

(隷下外指揮)

第27条 整備管理官たる方面総監は、出動整備業務の実施に関し、特に示す場合のほか、当該警備区域内の隷下外の部隊等の長を指揮監督するものとする。

2 整備管理官たる方面総監が、隷下の師団長等に、特定部隊の出動整備業務の全部又は一部の管理を行わせた場合は、当該師団長等に、その警備地区内の隷下外の部隊等の長を出動整備の実施に関し指揮させることができる。

第28条 削除

(出動整備部隊等の整備地)

第29条 出動整備部隊等の整備地は、別に定める場合のほか、整備担任官を長とする部隊等の所在地とする。

第30条及び第31条 削除

第32条 削除

(装備品の保管要領)

第33条 出動整備部隊等に要する装備品の保管の要領は、陸上幕僚長が定めるものとする。

(出動整備実施命令)

第34条 防衛大臣は、部隊等を出動整備するときは、一般命令により、次の各号に掲げる事項を示すものとする。

- (1) 出動整備部隊等又は整備符号
- (2) 整備第1日及び要すれば基準時
- (3) その他出動整備業務に関し必要な事項

(定員外の人員及び定数外の装備品)

第35条 整備担任官は、出動整備の実施にあたり、次の各号に掲げる人員(防衛大臣又は陸上幕僚長の補職等に係るものを除く。)又は装備品を、整備管理官たる方面総監の定める部隊等の定員外又は定数外として補職替え等又は管理換等するよう必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 出動整備部隊等の定員及び定数又は防衛大臣が示す充足基準を超過する人員及

## び装備品

- (2) 出動整備要員又は出動整備部隊等の装備品として適さない人員又は装備品  
(遅参人員及び遅延装備品の処理)

第36条 出動整備部隊等が整備地を出発した後に到着した出動整備要員たる自衛官等及び予備自衛官並びに装備品のじ後の処理については、陸上幕僚長が定めるものとする。

(準用及び読替規定)

第37条 第5条から第10条まで(第7条第4号及び第8条を除く。)、第12条から第18条まで及び第22条から第24条までの規定は、出動整備業務の実施について準用するものとする。この場合において、これらの規定中「編成」又は「新編」とあるのは「出動整備」と、「編成管理官」又は「廃止管理官」とあるのは「整備管理官」と、「編成業務」又は「廃止業務」とあるのは「出動整備業務」と、「編成担任官」又は「廃止担任官」とあるのは「整備担任官」と、「編成部隊等」及び「新編部隊等」又は「廃止部隊等」とあるのは「出動整備部隊等」と、「編成完結」又は「廃止完結」とあるのは「整備完結」と、「編成要員」とあるのは「出動整備要員」と、「廃止補助官」とあるのは「整備補助官」と、第15条第2項中「陸上幕僚長」とあるのは「統合幕僚長及び陸上幕僚長」と読み替えるものとする。

## 第5章 削除

第38条から第40条まで 削除

## 第6章 称号

(独立部隊の冠称)

第41条 独立部隊の冠称は、部隊名をそのまま部隊の称号とするものを除き、部隊編成の都度同一種類の部隊ごとに次の各号に定めるところにより編成に関する防衛大臣の命令をもって定める。

- (1) 団、連隊、団本部及び群本部については、当該部隊の編成の時機の順序に従い、それぞれ1から順次一連番号を部隊名に冠する。
- (2) 大隊、大隊本部及びこれらに準ずる部隊については、当該部隊の編成の時機の順序に従い、それぞれ101から順次に一連番号を部隊名に冠する。
- (3) 前2号の部隊以外の独立部隊については、当該独立部隊の編成の時機の順序に従い、それぞれ301から順次に一連番号を部隊名に冠する。
- (4) 前各号により難い場合は、その都度別に示す。

(編合部隊の冠称)

第42条 編合部隊の冠称は、通常、編合部隊を指揮する部隊の長の属する部隊の冠称と同一の冠称を部隊名に冠するものとし、編合の都度、編合部隊ごとに、編合に関する防衛大臣の命令をもって定める。

(単位部隊の冠称)

第43条 師団又は旅団(以下この条において「師団等」という。)の編成に属する部隊(師団長等直轄部隊に限る。)の冠称は、部隊編成の都度同一種類の部隊ごとに次の各号に定めるところにより編成に関する防衛大臣の命令をもって定める。

- (1) 即応機動連隊及び普通科連隊については、部隊の種類にかかわらず、通常編成



の時機の順序に従い、1から順次に同一の一連番号を部隊名に冠する。ただし、普通科連隊を改編する即応機動連隊にあつては、改編前の普通科連隊の冠称を部隊名に冠することができる。

(2) 戦車連隊3をその編制の一部とする師団等の編制に属する戦車連隊については、通常編成の時機の順序に従い、71から順次に一連番号を部隊名に冠する。

(3) 師団等の編制に属する部隊のうち前2号の部隊以外の師団長等直轄部隊については、当該師団長等直轄部隊が属する師団等の番号と同一の番号を部隊名に冠する。ただし、これにより難い場合は、その都度別に示す。

2 前項の部隊以外の単位部隊の冠称は、通常当該単位部隊の編成完結の時に、同一種類の部隊ごとに次の各号に定めるところにより編成管理官又は編成担任官が定める。

(1) 団、連隊、大隊、中隊、小隊又はこれらに準ずる部隊（以下「団等」という。）の編制に属する団本部、連隊本部、大隊本部、中隊本部、小隊本部又はこれらに準ずる部隊（以下「団本部等」という。）については、当該団等の冠称を部隊名に冠する。ただし、当該団本部等が編制に定める部隊名を称号とする団等の編制に属する部隊である場合は、編制に定める部隊名を称号とし、冠称は冠しない。

(2) 前号の部隊以外の単位部隊については、次号に定めるものを除き、次の区分による。

ア 同一種類の単位部隊がその直轄上級部隊の編制に2以上ある場合、当該単位部隊については、その直轄上級部隊ごとに1から順次に一連番号を部隊名に冠する。ただし、空挺団の編制に属する普通科大隊の普通科中隊については、当該中隊が属する団につき、特科連隊の編制に属する特科大隊の射撃中隊については、当該中隊が属する連隊ごとに、それぞれ1から順次に一連番号を部隊名に冠する。

イ 同一種類の単位部隊がその直轄上級部隊の編制に2以上ない場合、当該単位部隊については、編制に定める部隊名を称号とし、冠称は冠しない。

(3) 本部管理中隊、本部中隊、迫撃砲中隊又は本部付隊のみを特に呼称する必要がある場合は、それぞれ当該部隊が属する直轄上級部隊の称号を部隊名に冠する。

(称号の変更)

第44条 編成完結後における部隊の称号の変更は、防衛大臣の命令によって行うものとする。

(臨時の称号)

第45条 秘密保全その他の必要がある場合においては、陸上幕僚長は、この訓令の規定により定められる称号とは別に、防衛大臣の承認を受けて、所要の部隊に対し臨時の称号を定めることができる。

(廃止部隊の称号)

第46条 部隊が廃止され、又は部隊の編制に属する一部の部隊を一時欠く場合においては、当該部隊の冠称は、欠番号とする。

2 前項の部隊が再び編成され、又は充足された場合においては、当該部隊には、従前の冠称を付与するものとする。

## 第47条 削除

### 第7章 雑則

(人員及び装備品の増減)

第48条 陸上幕僚長は、編成業務等の実施及びこれに関連し特に必要がある場合においては、陸上自衛隊の総定員及び総定数の範囲内で、一時部隊等の定員又は定数の一部を欠き、もしくは増加することができる。

(出動整備業務等の検閲)

第49条 整備管理官たる方面総監は、隷下の師団長並びに整備担任官たる隷下及び隷下外指揮下の連隊長等の出動整備業務について、必要に応じ、検閲するものとする。

2 方面総監は、地方協力本部長の行う防衛招集業務について、必要に応じ、検閲するものとする。

(報告)

第50条 陸上幕僚長は、部隊等の編成業務等が完了したときは、すみやかにその概要を防衛大臣に報告しなければならない。

2 陸上幕僚長は、前条により方面総監が出動整備業務又は防衛招集業務について検閲したときは、その結果をとりまとめて防衛大臣に報告しなければならない。

(編成教育の責任)

第51条 陸上幕僚長及び部隊等の長は、編成業務等を完全に遂行できるよう常に部下自衛官等を教育指導しなければならない。

(人員及び装備品の状況通報)

第52条 防衛大臣直轄部隊等の長は、陸上幕僚長の定めるところにより、その部隊等の所在地を警備区域とする方面総監にその部隊等の人員及び装備品の状況を通報しなければならない。

(委任規定)

第53条 この訓令に定めるもののほか、編成業務等の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

### 附 則

1 この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。

2 編成業務等に関する内訓（昭和31年陸上自衛隊内訓第1号）及び部隊等の称号に関する訓令（昭和29年保安隊訓令第23号）は、廃止する。

3 前項の訓令に基づいて既に行なわれた手続は、この訓令に基づいて行なわれたものとみなす。

附 則（昭和35年5月27日陸上自衛隊訓令第20号）

この訓令は、昭和35年5月27日から施行する。

附 則（昭和35年11月29日陸上自衛隊訓令第44号）抄

1 この訓令は、昭和35年11月29日から施行する。

附 則（昭和36年12月19日陸上自衛隊訓令第24号）

1 この訓令中師団に係る改正規定は、昭和37年1月18日から、その他の部分は昭和36年12月19日から施行し、第28条第3項に係る改正規定は昭和36年12月14日から適用する。

2 この訓令の施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第1項の指定日までの間は同法附則第2項前段の規定によりなお存続する管区隊又は混成団については、この訓令、第41条中「師団」を「管区隊又は混成団」に、第2条及び第49条中「師団長」を「管区総監及び混成団長」に、第5条及び第27条中「師団長」を「管区総監又は混成団長」に、それぞれ読み替えるものとする。

附 則（昭和44年12月24日陸上自衛隊訓令第11号）抄

1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。〔ただし書略〕

附 則（昭和45年6月18日防衛庁訓令第26号）抄

1 この訓令は、昭和45年6月22日から施行する。

附 則（昭和56年1月31日陸上自衛隊訓令第4号）

この訓令は、昭和56年1月30日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日防衛庁訓令第37号）

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

2 防衛庁職員給与法の改正に伴う職員の俸給の切替えに関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第57号）及び昭和35年12月22日以降昇任した隊員の俸給月額の仮指定に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第1号）は、廃止する。

附 則（昭和60年12月21日防衛庁訓令第42号）抄

1 この訓令は、昭和60年12月21日から施行する。〔ただし書略〕

2 この訓令〔中略〕の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則（平成7年3月20日陸上自衛隊訓令第7号）

この訓令は、平成7年3月28日から施行する。

附 則（平成10年3月25日防衛庁訓令第12号）抄

1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成11年3月19日防衛庁訓令第8号）抄

この訓令は、平成10年3月29日から施行する。

附 則（平成13年1月6日防衛庁訓令第2号）抄

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月26日防衛庁訓令第15号）抄

1 この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成15年3月20日防衛庁訓令第5号）

この訓令は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成16年3月26日防衛庁訓令第13号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成18年3月27日防衛庁訓令第12号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日防衛庁訓令第83号）

この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年3月21日陸上自衛隊訓令第7号）

この訓令は、平成20年3月21日から施行する。

附 則（平成22年3月25日防衛省訓令第8号）（抄）

1 この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成26年8月29日陸上自衛隊訓令第17号）

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日防衛省訓令第15号）（抄）  
（施行期日）

1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。